

# Kawasaki Jazz 2018

川崎市観光協会  
×  
かわさきジャズ2018  
コラボ企画

ジャズ演奏とともに、お酒を嗜み、臨海部の工場景観を満喫!

販売開始 9/18(火) 10:00~

運航日 2018年 10/14日 19金

各日2便運航♪  
ジャズ演奏付き♪

時間  
サンセットジャズクルーズ ... 16:00~18:00  
工場夜景ジャズクルーズ ... 18:30~20:30



♪ 文梨衛カルテット ♪  
川崎市出身。橋高等学校、東海大学教養学部を卒業。ジャズクラブやライブハウスなどで演奏する他、現代のインストポップスシーンを反映した奏法やスタイルの追求をしている。ジャズカルテット「文梨衛カルテット」、インストファンクポップバンド「Full Means」リーダー、ソウリーヴミュージックスクール講師、かわさき産業親善大使。カルテット(四重奏)で出演予定。

定員 100名



♪ style-3! ♪  
「カワサキストリートミュージックバトル2」チャンピオン。2004年11月結成。高嶋英輔(バイオリン)、長澤伴彦(コントラバス)によるポップインストユニット。ジャズだけでなく、ポップスやロックなど、様々なジャンルのオリジナル曲も演奏!ジャンプやブリッジを行いながらのバイオリン演奏、コントラバスを回転させるなど、独特のパフォーマンスと躍動感あふれるステージは必見。

集合場所 根本造船所  
(京浜急行大師線「小島新田駅」より徒歩10分)

料金(税込) 大人 5,500円 軽食&飲み放題付 (アルコール含む)

※各日各便において出発時刻の40分前から受付開始します。15分前までにお集まり下さい。集合時刻を過ぎますと、ツアーにご参加できない場合があります。※雨天の場合も運行いたします。  
※荒天時・船のトラブル等、運行に支障が生じる場合は欠航になる場合がございます。  
※定員になり次第、受付は終了となります。※飲食持込可。ゴミの持ち帰りにはご協力ください。

事前支払い  
【クレジットカード決済】  
OR  
【銀行振込】

申し込み・お問い合わせ

予約開始日は電話が大変繋がりにくくなります。できるだけネットからご予約頂くことを推奨いたします。なお、ネットからご予約の場合は「旅プラスワン」の会員登録が必須となります。先に会員登録をお済ませいただくと予約手続きがスムーズです。

旅行企画・実施: 旅プラスワン (WBFオンライン株式会社)  
03-6866-9608 [http://www.tabione.com/factorycruise\\_sp2/](http://www.tabione.com/factorycruise_sp2/)  
(営業時間 月曜~土曜 10:00~18:00日曜・祝日休み)  
運航: 株式会社フロンティア 特別協力: 川崎産業観光振興協議会  
協力: 川崎市・(一社)川崎市観光協会・かわさきジャズ2018 実行委員会  
旅行業登録番号 大阪府知事登録旅行業 第2-2881号  
銀座営業所 〒104-0061 東京都中央区銀座1-22-9 SKビル6階  
電話03-6866-9608 FAX 03-6866-9602 【旅行業務取扱管理者】廣瀬 友美





# 募集型企画旅行「旅行条件書」

## 本旅行条件書は、旅行業法第12条4に定める取引条件説明書及び 同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。

第1項 募集型企画旅行契約  
 この旅行は、WBFオンライン株式会社(以下「当社」といいます)が企画・実施する国内旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することとなります。また、旅行契約の内容・条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

WBFオンライン株式会社(大阪府知事登録旅行業 第2-2881号) 銀座営業所 東京都中央区銀座1-22-9 5Kビル6階

- 第2項 旅行のお申込み及び契約の成立時期  
 1. 当社は、本旅行契約を締結したお客さまからご申込みいただいた申込書(以下「申込書」といいます)に所定の事項を記入の上、お一人様につき、下記の申込書を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金、取消料または違約金それぞれのご一部として取り扱います。  
 2. 当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受け付けることがありますが、この場合予約の時点で申込は成立してはならず、当社が予約の承諾の旨を通知した日翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをいただいたとき、この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがされない場合、当社はお申込みはなかったものとして取り扱う場合があります。

3. 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し次項の申込金を受領したときに成立するものとします。  
 日帰り旅行他  

旅行代金	お申込金
10,000円未満	3,000円
30,000円未満	6,000円
30,000円以上	9,000円

 第3項 お申込みの条件

1. 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。  
 2. 旅行目的やお客さま層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。  
 3. 健康を害している方、持病などの特長がある方が利用できない場合があります。  
 4. お客さまが旅行の安全かつ円滑な実施のために必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。  
 5. 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内にこれを応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とする措置について伺いし、又は書面でそれらを申し出てください。  
 6. 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を対応することができない場合は旅行契約のお申込みを断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきますこととなります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために行った特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。  
 7. お客さまがご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかするため必要な措置をさせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客さまのご負担となります。  
 8. お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがある当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。その他当社が業務上の都合があるとき、お申込みをお断りする場合があります。

9. お客さまが暴力団員、暴力団、暴力団関係企業、団体、その他社会的勢力であると判断したときは、お申込みをお断りする場合があります。  
 第4項 旅行代金のお支払  
 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに支払いただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたると日帰りにお申込みの場合は、旅行開始日の前日までにお支払いただきます。

- 第5項 旅行代金について  
 1. 参加されるお客さまのうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に第12才以上の方はお客さま、満3才以上12才未満の方は子ども参加となります。但し、満3才以上6才未満の幼児で、運送機関の座席確保及び宿泊施設での食事、寝具等必要な場合は子ども参加とさせていただきます。  
 2. 旅行代金は、各コースごとに表示してごあります。出発日ご利用人数等をご確認ください。

3. 旅行代金は、第2項の申込金、第11項の取消料、第11項の「違約料」、及び第18項の「変更補償金」の順の算出の基礎となります。パンフレット等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金」として表示した金額「プラス」追加料金として表示した金額「マイナス」割引料金として表示した金額」となります。

- 第6項 旅行代金に含まれるもの  
 1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限り普通席となります)  
 2. 旅行日程に明示した宿泊の料金及び税・サービス料  
 3. 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料  
 4. 旅行日程に明示した観光の料金(ガイド料・入場料・拝観料)  
 5. 団体行動中の心付  
 6. 添乗員同行コースにおける添乗員賃  
 7. その他「パンフレット等」において、旅行代金に含まれる旨が明示したものと上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくとも原則として戻しはいたしません。

- 第7項 旅行代金に含まれないもの  
 前項のほかは旅行代金に含まれません。  
 第8項 旅行契約内容の変更  
 当社は旅行契約締結後であっても、天災地震、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にない運送サービスの提供その他の事由と認められる事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるとの旨を理由とし、お客さまにあらかじめ認め、当該事由が関与し得ないものとする理由により当社が判断する場合は、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に、かつ旅行開始日の前日にお客様に通知します。

- 第9項 旅行契約の変更  
 当社は旅行契約締結後であっても、利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変動等により通常想定された程度を大幅に超過して改訂されたとき、その改訂金額は旅行代金を増額変更するものとします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前に、かつ旅行開始日の前日にお客様に通知します。

- 第10項 お客様の交替  
 お客様は、所定の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この際、当社所定の承諾に所定事項を記入の上当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。また、当社は利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない場合があります。また、当社がお断りする場合があります。

- 第11項 取消料  
 1. 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご利用のお客さまからは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金を支払います。  
 取消・変更日 取消・変更料  

取消開始日	取消・変更料
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって10日前	旅行代金の20%
7日前	旅行代金の30%
4日前	旅行代金の40%
3日前	旅行代金の50%
無連絡不参加	旅行代金の100%

 第12項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご利用のお客さまからは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金を支払います。  
 取消・変更日 取消・変更料  

取消開始日	取消・変更料
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって10日前	旅行代金の20%
7日前	旅行代金の30%
4日前	旅行代金の40%
3日前	旅行代金の50%
無連絡不参加	旅行代金の100%

2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第13項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第14項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第15項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第16項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第17項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第18項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第19項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第20項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第21項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第22項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第23項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第24項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第25項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第26項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第27項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第28項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第29項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第30項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第31項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第32項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第33項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

3. お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料をお支払いただきます。  
 第34項 旅行開始後の変更

1. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。  
 2. 旅行開始後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合は、旅行開始日の翌日にお客さまが旅行契約を解除したものと見なされ、取消料と同額の違約料を支払っていただきます。

旅行代理店 WBF WBFオンライン株式会社 銀座営業所  
 〒104-0061 東京都中央区銀座1-22-9 5Kビル6階  
 旅行業登録番号大阪府知事登録旅行業 第2-2881号(一社) 全国旅行業協会正会員

\*この条件書に定めのない事項の取扱いは当社募集型企画旅行条件書、当社募集型企画旅行契約の部にて定めさせていただきます。

※この条件書に定めのない事項の取扱いは当社募集型企画旅行条件書、当社募集型企画旅行契約の部にて定めさせていただきます。